

高津区市民提案型協働事業募集案内

高津区役所では、皆さんのアイデアとパワーで地域の課題を解決する事業の提案を募集します。高津をもっと住みよいまちにするため、企画力と実行力のある提案をお待ちしています。

募集期間

平成28年9月1日（木）～10月14日（金） [必着]

制度の内容をよく知っていただくためにも、初めて応募する場合には、必ず一度ご相談ください。

なお、相談は随時受け付けています。

前年度からの変更点

- ① 金額の上限を100万円以下（税込）としました
- ② 選定する事業予定数を3～4事業程度にしました
- ③ 事業提案・計画書の様式を見直しました

募集説明会

市民提案型協働事業の募集説明会を次の日程で行います。変更点の確認のほか、個別の相談にも応じます。お気軽にお越しください。

9月13日（火）18時半から 高津区役所5階第3会議室

提出先・問い合わせ先

〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1

高津区役所まちづくり推進部企画課（高津区役所2階）

電話044（861）3131 FAX044（861）3103

E-mail：67kikaku@city.kawasaki.jp

高津区市民提案型協働事業の概要

高津区市民提案型協働事業は、複雑かつ多様化する地域の課題やニーズに対応するため、地域で抱えるさまざまな課題について、市民自らが企画・提案した事業を高津区と協働で実施することにより、課題の解決を目指すものです。

この事業は、広く提案を募集し、①高津区役所による書類選考、②公開プレゼンテーションにおける高津区市民提案型協働事業審査委員会の選考を経たうえで、選定事業について、高津区役所と提案した団体が委託契約を結び、提案した団体が事業を実施します。

※「委託」とは、川崎市（高津区役所）が行うべき事業を、提案した団体が区に代わり実施するもので、成果は川崎市（高津区役所）に帰属します。団体は、契約に基づき事業を確実に履行する責務を負うことになり、自主活動に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なります。ご注意ください。

募集する事業

募集する事業は、区が行える業務の範囲内で、区と協働で行うことにより、地域の課題の解決につながるものです。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 政治・宗教・選挙活動を目的とするもの
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成等を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

事業実施期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

※単年度で目的が達成されるよう事業計画を作成してください。

※次年度以降も継続して事業を行うことを希望する場合は、改めて提案を行い、選定される必要があります。なお、同じ事業内容での提案は、3年間を限度とします。

提案できる団体

原則として川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体（町内会・自治会、ボランティアグループ、市民活動団体、特定非営利活動法人、公益法人、企業等）で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 5人以上のメンバーで組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- (3) 予算・決算を管理していること
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう）でないこと

※複数の団体が共同で提案を行うこともできます。その場合は、提案を行う全ての団体が要件をすべて満たすことが必要です。

事業経費

金額（委託料）は、1事業あたり100万円以内です（消費税額及び地方消費税額を含む）。

委託料の対象となる経費の範囲については、[別表1](#)のとおりです。

※高津区市民提案型協働事業は、川崎市（高津区役所）と業務委託契約を結び実施するものです。事業実施に際し、参加者に自己負担を求める場合を除き、事業は区からの委託料のみで実施してください。

区役所の役割

提案事業の内容を所管する高津区役所の担当課が、事業執行において協働の相手方としての役割を担います。具体的には、事業に必要な情報・ノウハウの提供、関係機関・団体との連絡調整などです。

また、提案団体が事業を行う上で、イベント、講習会等の開催や募集をする場合、必要に応じて、市政だより区版及びホームページへの掲載等の広報並びに開催場所として区役所の会議室等を提供します。

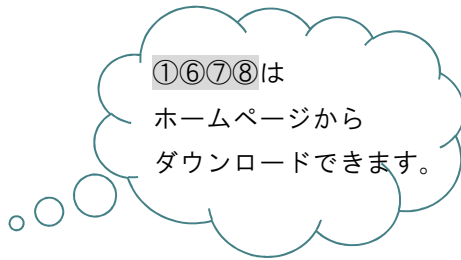
募集から事業実施までの流れ

平成28年 9月1日	募集開始	◇募集に関する相談は随時受け付けています。初めて提案する団体は是非一度ご相談ください。
9月13日	募集説明会	◇提案事業の説明会・個別相談会を実施します。
10月14日	応募締切	◇所定の書類を高津区役所企画課に郵送または持参してください。
11月上旬	1次選考	◇書類選考を行います。
11月中旬	1次選考結果通知	◇1次選考を通過した団体は、公開プレゼンテーションに参加します（参加しない場合は、選考の対象外になります）
11月下旬	関係部署調整	◇提案団体と高津区役所関係課との間で事業内容の確認・調整や経費の精査などを行います。
平成29年 2月上旬	公開プレゼンテーション	◇団体による提案事業の発表、高津区市民提案型協働事業審査委員会による選考を行います。
3月上旬	選定結果通知	◇選考結果を区長に報告し、最終決定をします。 ◇最終結果は、公開プレゼンテーション参加団体にお知らせします。
3月中旬	区役所との調整	◇協定書・委託契約の締結に向けて調整します。
4月1日～	協定書・委託契約の締結	◇協定書・委託契約を締結します。
～平成30年 3月31日	事業の実施	

応募方法

(1) 提出書類

- ① 高津区市民提案型協働事業 事業提案・計画書
- ② 団体の定款、規約、会則等
- ③ 団体の前年度活動報告書
- ④ 団体の前年度収支決算書
- ⑤ 団体の会員名簿又は役員名簿
- ⑥ 団体に関する申出書（法人以外の団体のみ）
- ⑦ 事業提案書作成時確認シート
- ⑧ 経費確認シート



①⑥⑦⑧は
ホームページから
ダウンロードできます。

この他、チラシ、パンフレット等団体及び事業（活動）がわかる資料

- (2) 提出期間 平成28年9月1日～10月14日（郵送の場合10月14日必着）
受付時間は、平日の午前8時半～正午と午後1時～5時です。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（なるべく持参をお願いします）
- (4) 提出先 〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1
川崎市高津区役所まちづくり推進部企画課

平成29年度高津区市民提案型協働事業ホームページ

<http://www.city.kawasaki.jp/takatsu/page/0000078613.html>

選定方法

- (1) 1次選考は、団体が提出した書類により審査します。ただし、必要に応じて、内容確認の連絡をすることがあります。
- (2) 2次選考は、書類及び団体による公開プレゼンテーションにより、高津区市民提案型協働事業審査委員会が審査・選考します。
- (3) 2次選考の結果を考慮し、選定事業を最終決定します。選定事業数は3～4事業程度を予定しています。

※2次選考の審査基準は別表2のとおりです。2次選考の日程等の詳細については、1次選考通過団体に別途通知します。

※事業は平成29年度予算の確定をもって正式決定とします。あらかじめ御了承ください。

協定・契約の締結

(1) 協定の締結

本事業は、提案団体と川崎市（高津区役所）がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに実施します。そのため、委託契約を締結する前に、事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担などを明確にする協議を行い、事業実施前に協定書を締結します。

(2) 契約の締結

事業内容や委託金額などが確定した後に、委託契約を締結し、定められた内容に沿って事業を実施することになります。

事業の報告

提案団体は、事業実施中に中間報告（11月頃）を、終了時に最終報告（3月頃）をしていただきます。また、事業に対する自己評価もさせていただきます。

事業終了後、最終報告と自己評価をもとに、川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会で評価を行い、その結果をホームページ等で公開します。

事業内容の広報・情報公開

(1) 事業内容の広報

高津区役所は、選考過程や事業実施の公正性・透明性を高めるため、提案された事業の概要、提案団体名、事業の実施状況、実施結果等を高津区ホームページ等で広報します。なお、事業の写真等を掲載することもありますので、ご了承ください。

(2) 事業実施上の広報

提案団体が事業を実施する場合には、事業にかかるポスター、チラシ、冊子、開催会場等に、高津区市民提案型協働事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

(3) 情報公開

本事業の募集・実施などに際して提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき、個人情報等を除いて公開されることがあります。

委託料の対象となる経費の範囲について

別表1

経費項目	対象となる経費	備考
人件費	事業実施に係る 活動スタッフ等の人件費	事業実施に直接係る経費のみが対象。 通常の団体の運営経費は対象外。 ※人件費の額が適当であるかは業務内容により異なりますので、ケースごとに判断します。
報償費	講師、外部の 活動協力者への謝礼	交通費は謝金に含めてください。
旅費	移動等に係る 交通費、通行料金等	
消耗品費	事務用品、材料、書籍 などの購入費	物品の単価は原則2万円以下です。超える場合は別途御相談ください。
印刷費	チラシ・資料の運札・製本費	有償で配布する印刷物の作成経費は認められません。
通信運搬費	切手代等郵送料、宅配便代	電話代、インターネット代等は認められません。
保険料	イベント保険料など	事業等の実施に伴い加入する傷害保険や賠償責任保険の保険料など（ボランティア保険含む）
賃借料	会議室使用料、 機材のレンタル料など	事業実施に係る打ち合わせ等については、区役所会議室の貸し出しも行なっています。利用条件がありますのでご確認ください。
その他		

2次選考の審査基準

別表2

高津区市民提案型協働事業選定・評価要領 別表2(2)

項目		審査にあたってのポイント
狙いの適切さ	目的・課題の 明確性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の目的が明確であり、妥当であるか ・提案内容の課題が明確であり、妥当であるか
	地域性 独自性 将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・高津区の地域の実情を反映した課題であるか ・新たな市民活動としての展開や独自性、アイデアがあるか
	解決手法の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業が課題を解決する手法として妥当であるか
協働の必要性	公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象となる者（区民）が限定されていないか ・区役所が委託するにふさわしい公共性があるか、また、提案団体に公共を担っている自覚が感じられるか
	協働性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政との役割分担は明確で妥当であるか ・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか
事業の実現性	計画内容の 具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールが具体的・現実的であるか、また、事業を実施する上で専門的な知識や経験を活用するようになっているか ・地域住民の理解が得られ、地域団体と連携がとれそうか、また、その具体的方策ないし手段を持っているか
	事業効果・展望	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込めるか ・提案事業終了後の事業の発展性は期待できるか
	予算の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の見積りが適正であるか ・費用対効果が高いか
	団体の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施することができるだけの能力と実績があるか ・団体として自立しているか（組織体制、活動年数、構成員数、年間予算） ・事業のPRを積極的に行っていく姿勢と情報発信能力があるか
総合評価	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案は上記評価の観点から見て総合的にバランスがとれているか

これまでに実施した事業

◇地域のこぼれ話を拾う（平成25・26年度実施事業）

<実施団体> 市民文化パートナーシップかわさき

<事業概要>

地域には様々な歴史があり、言い伝えられていることもたくさんあるが、中には、なぜそれが現存しているのか、その名前の由来は何かなどを知る人が少なくなっているものもあることから、本事業において、地域の歴史の足跡を地域の古老などから聞き取り、記録として残し、後世に伝えていく取組を進める。

高津区における地域の昔の生活、町の様子などを古老から聞き取り、記録として残し、高津区ふるさとアーカイブ事業と連携して保存活用を進める。



まちのこぼれ話を拾う～二子地域編～



朗読会の様子



朗読会チラシ

◇高齢者の地域サロン事業（平成27・28年度実施事業）

<実施団体> NPO法人コスモス

<事業概要>

「積極的に交流し、情報交換を図り、自身の特技を生かして活動する」といった「自らの意思を持って主体的に動く高齢者」のための地域拠点を、法人が運営するコミュニティカフェを活用してつくる。



ふらっとサロンの様子



ふらっとたより